

## 保育園などに入れなかった場合、 2歳まで育児休業が取れるようになりました！

10月から改正育児・介護休業法がスタートしています。

### ◇改正内容① 最長2歳まで育児休業の再延長が可能に

1歳6か月以後も、保育園などに入れなかった場合には、会社に申し出ることにより、育児休業期間を最長2歳まで再延長できます。

### ◇改正内容② 子どもが生まれる予定の方などに育児休業などの制度をお知らせ

事業主は、働く方やその配偶者が妊娠・出産したことなどを知った場合に、その方に個別に育児休業などに関する制度を知らせる努力義務が創設されました。

### ◇改正内容③ 育児目的休暇の導入を促進

事業主は、未就学児を育てながら働く方が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設されました。

※詳しくは厚生労働省ホームページを参照してください。

問合せ先 愛知労働局雇用環境・均等部指導課 ☎052-219-5509

## 11(いい)月30(みらい)日は「年金の日」です!!

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」を利用すると、いつでも自分の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、自分の年金記録を基にさまざまなパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページで確認するか、ねんきんネット専用ダイヤルに問い合わせてください。

問合せ先 ・日本年金機構のホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>  
・ねんきんネット専用ダイヤル ☎0570-058-555  
※050から始まる電話の場合 ☎03-6700-1144

## 国民年金保険料の「後納制度」について

平成27年10月～平成30年9月の3年間にかぎり、過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある方は、申し込みにより国民年金保険料を納めることができます。

後納制度を利用し不足している保険料を納めることにより、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られる可能性があります。

詳しくは、ねんきん加入者ダイヤルまたは最寄の年金事務所に問い合わせてください。

問合せ先 ・ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004  
※050から始まる電話の場合 ☎03-6630-2525  
・刈谷年金事務所 ☎21-2110